明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（三四）　二
○森林経営管理法（三五）　三
○独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（三六）　五
○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（三七）　六
○地域再生法の一部を改正する法律（三八）　九
○学校教育法等の一部を改正する法律（三九）　一三
○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（四〇）　一五

〔政　令〕
○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（一七七）　一七
○地域再生法施行令等の一部を改正する政令（一七八）　一七
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七九）　一七

〔府　令〕
○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二六）　一九
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**二七）　二〇
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**二八）　二〇

〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境**一）　二一

〔省　令〕
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（**総務**三三）　二四
○消防法施行規則等の一部を改正する省令（**同**三四）　二四
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**三五）　二四
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四二）　二五
○独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則（**財務・農林水産**二）　二五
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**一〇）　二六
○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七一）　二六
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通**三）　二七
○農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三六）　二七
○農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　二八
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三〇）　二八
○輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（**同**三一）　二九
○国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四五）　二九

〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**四）　三一
○非常警報設備の基準の一部を改正する件（**消防庁**一一）　三一
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（**同**一二）　三一
○消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものの一部を改正する件（**同**一三）　三二
○収入印紙の形式の一部を改正する件（**財務**一四六）　三二
○独立行政法人農林漁業信用基金法第七条の二第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める金額を定める件（**財務・農林水産**七）　三三
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する件（**財務・経済産業**二）　三三
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二四）　三三
○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する件（**国土交通**七〇八）　三七

〔官庁報告〕
官庁事項
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針について（内閣府）　四一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。